厚生労働行政推進調査議場費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

薬剤師国家試験のあり方に関する研究

令和5年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 小澤 孝一郎

	が行政推進調査議場費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研 総括・分担研究報告書 目次
Ι.	総括研究報告(別添3) 薬剤師国家試験のあり方に関する研究 1 小澤孝一郎
II.	分担研究報告(別添4) 1. 薬剤師国家試験の出題基に関する研究及び薬学共用試験CBTと薬剤師国家試験に関する研究
	III. 研究成果の刊行に関する一覧表 12

厚生労働行政推進調査議場費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 総括研究報告書

薬剤師国家試験のあり方に関する研究

研究代表者 小澤孝一郎 (広島大学・教授)

研究要旨

薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎系科目間の比較・検討及び国家試験の出題範囲 及び合格基準の変更による影響等についての調査・検討を行い、提言第1次案を作成した。

A. 研究目的

令和4年度に「薬剤師の養成及び資質向上等 に関する検討会とりまとめ」等も踏まえた「薬 学教育モデル・コア・コアカリキュラム」の改 訂が行われ、令和6年度から同改訂モデル・コ ア・カリキュラムに基づく薬学教育が実施され ている。また、「薬剤師国家試験のあり方に関 する基本方針(平成28年2月)」(以下「基本方 針」という)では、薬剤師国家試験で評価すべ き基本的な資質を薬学共用試験CBT で代用す ることについてが今後の検討課題とされてい るとともに、平成27年度試験より導入した合格 基準(相対基準)の検証の実施も必要となると 指摘されている。さらに、医療現場における薬 剤師の活動領域は近年大幅に拡がっており、薬 剤師としての資質を確認するための薬剤師国 家試験のあり方も時代のニーズに合わせて適 宜改善を図る必要がある。一方、医学では、医 学共用試験CBTを医師国家試験の基礎部分に代 用することにより医師国家試験の問題数の削 減が行われたが、薬学(薬剤師)においては臨 床現場における基礎系知識の位置付けが医学 (医師)とは異なるため、同様に扱うことには 慎重な検討が必要であると考えられる。これら のことを踏まえ、社会及び医療現場において活 躍する薬剤師像を明確にし、その資質を確認す るための薬剤師国家試験について、今後の基本 方針及び薬剤師国家試験出題基準の見直しを 見据え、これまでの試験結果の解析、課題の整 理・検討等を行い、薬剤師国家試験と薬学共用 試験CBT のあり方に関する見直し方針の基礎 資料を作成する。本研究により、より社会及び 医療現場に資する薬剤師の養成を図る。

B. 研究方法

薬学共用試験と薬剤師国家試験等の比較・分析を行い、薬学共用試験CBTによる国家試験基礎分野問題の代用可能性、合格基準の変更による影響、改訂モデル・コア・カリキュラム等を踏まえた国家試験出題基準の見直しなど、薬剤師国

家試験のあり方について提言を作成する。 (倫理面への配慮) 該当なし。

C. 研究結果

令和5年度調査結果

1) 薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎 系科目間の比較・検討、薬学共用試験 CBT に よる基礎分野問題の代用性についての検討 (高橋、小澤、研究協力者)

薬学共用試験 CBT による基礎分野問題の代用性について:

現行の薬学共用試験 CBT (以下、CBT) は、薬 学教育モデル・コアカリキュラムの SBO (平成 25 年度改訂版までで設定)を跨いだ複合的な出題 はしないとの前提で作問されているため、薬学 教育モデル・コアカリキュラムの SB01 つに対し 受験生個々人に出題される問は1つとなってい る。一方、国家試験は、「知識を統合する」とい う観点から、必須問題も含めて、SBO を複合的に 作問されており、近年問題の質も向上している。 これらの観点から、国家試験で複合的に出題さ れ、知識を統合する力を評価できるようになっ ているものを、CBTで代用することで、1 問の内 容はSB0 1つのみで統合力を問うことができな い出題となり、逆に質が低下する可能性がある。 また、CBT は学生が実務実習を実施する資質を確 認するためのものであり、薬剤師国家資格とは 目的が異なっており、審査基準も異なっている。 さらに、薬学では、臨床領域に留まらず、基礎領 域においても臨床実習を経て、CBT から国家試験 までに学力が伸びる学生が多数いるという現状 があり、国家試験の必須問題(物理・化学・生物、 衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・ 倫理、実務)を CBT で代用させた場合、臨床実 習などを経て培われた能力を測れなくなる恐れ がある。加えて、医学、歯学における基礎科目は 診断、処方等における基礎的な知識として位置 付けられるが、薬剤師にとっての基礎科目は業 務を遂行する上での必須な能力であることから、 医学、歯学において CBT が基礎科目の代替とされたことと同じ取り扱いはできないと考えられる。

以上のことから、薬学においては student pharmacist を導入するために CBT を公的化する としても (後述)、国家試験の必須問題とリンク させて考える必然性はないものと考えられる。

薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎系科目間の比較・検討について:

医学、歯学と異なり、薬学共用試験 CBT では、実施当初より全国の大学で統一した基準点 (60%)を設けて実施している。さらに、薬学 CBT では問題セット間での難易度の均一性も担保されている。また、年度間での難易度の均一化も保たれている。一方、医学 CBT では各大学で難易度が異なる問題が出題されている場合があったため、CBT の IRT 値と医師国家試験成績相関図を調べる必要があった。これらのことを勘案すると、薬学 CBT では出題難易度や公平性が既に厳密に制御されていることから、改めて IRT を解析する必要は無いと考えられる。

2)国家試験の出題範囲及び合格基準の変更による影響の第一次案作成(三田、小澤、研究協力者)

国家試験の出題範囲について:

令和4年度に「薬学教育モデル・コア・コアカリキュラム」が改訂されたが、この改訂での大きな変更点は、「プロセス基盤型教育」から「アウト・カム基盤型教育」へのパラダイムシフトであり、学生の学び方に変化はあるが、学生が学ぶ内容には大きな変更がないことから、令和4年度の改訂に伴い、国家試験の出題範囲を大きく変更する必要はないと考えられる。一方、令和4年度改訂では、今後10年後の薬剤師像を目指していることから、「デジタル技術・データサイエンス」、「健康の維持・増進をはかる公衆衛生」な

ど、これまでの「薬学教育モデル・コアカリキュラム」には含まれていなかった新しい領域が加わっていることから、新たな出題範囲の設定も必要である。

合格基準の変更について:

薬剤師国家試験の合格基準については、第100 回国家試験までは絶対基準で判定されていたが、 第101回以降は相対基準へと変更となった。変 更前後の合格率を比較しても大きな隔たりはな かったことから、現行方式で問題ないと考えら れる。

以上のことから、国家試験の出題範囲及び合格基準の現段階での変更は必要ないと考えられる。

禁忌肢について:

薬剤師国家試験における禁忌肢は、平成30 (2018)年の第104回薬剤師国家試験より導入 され、「患者の死亡や不可逆的な臓器の機能廃 絶に直結する事項」及び「極めて非倫理的な事 項」を新たに禁忌肢問題として出題することと された。禁忌肢については、導入から約6年が 経過し、薬剤師として不適格な者を判別すると いう当初の目的が達成されるものとなっている か等、その在り方については様々な意見があ り、医療安全をめぐる社会的な要請や禁忌肢の 設定による教育的な効果など様々な観点からの 議論が必要である。

3)薬剤師国家試験のあり方についての提言第一 次案の作成(小澤、三田、高橋、研究協力者) 提言の方向性:

医学では医師免許を取得した後に、本格的な 初期臨床研修が開始されていた。卒前臨床実習 は見学型が主となることが多いため、初期臨床 研修とのギャップが大きな課題であった。この 原因として、卒前臨床実習中の医学生による医 行為に関連した法的根拠の不十分さが挙げられ た。即ち、国家資格を持たない医学生が、初期臨床研修医につながるレベルの医行為を施行するためには、「患者および医療安全の確保」と「基礎的臨床能力の質保証」を担保する必要がある。そのため、これら卒前卒後臨床教育のシームレス化のさらなる発展を目的とし、医師養成課程の見直しが開始され、「医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化」「医学生が臨床実習において行う医業の法的位置づけの明確化」の議論を経て、医師法(昭和23年法律第201号)の改正が行われ、医学共用試験に合格した医学生は、臨床実習において患者の同意および指導医監督の下、処方箋発行を除く医業が可能とされ、student doctorという資格で実習を行うこととなった。

薬学においては、6年制下における長期実務 実習は開始時より参加型実習を実施しており、 さらに、薬剤師の職能が今後さらに拡大してい くこと、薬剤師の地域偏在などに対応するため 卒後直ぐに医療を支える人材を育成する必要が あることなどを踏まえ、在学中の参加型実務実 習をさらに充実させることにより高度な知識や 技術を兼ね備えた学生を社会に輩出する責務が ある。しかしながら、医学生の場合と同様に、薬 学生の医療行為に関連した法的根拠は現在のと ころ不十分であると言わざるを得ない。さらに、 student pharmacist として法的位置付けが明確 になると、例えば、地震等による大規模災害時の 避難所での支援、新型コロナウイルス感染症な どのパンデミック時にワクチンの希釈・分注を 担当するなど、社会的貢献も期待される。これら のことを鑑み、student pharmacist の導入は我 が国の医療界にとって必要であると考えられる。 一方で、そのためには薬学共用試験の公的化が 必須であることから、公的化を薬学共用試験と 国家試験との関係と狭く捉えるのではなく、シ ームレスな薬剤師養成の一環として、卒前から 卒後まで連動させて広く捉えて検討する必要が

ある。しかしながら、現段階では、薬学共用試験 CBTと薬剤師国家試験では、目的、出題形式、難 易度、審査基準など、多くの点で隔たりがあり連 動は困難であるため、将来に向け、薬学共用試験 と国家試験が協働して改革を行うことが求めら れる。また、student pharmacistが、全ての薬 剤師行為を行うことは患者ならびに社会へ不利 益を生じさせる可能性があると考えられること から、実施可能な行為や責任体制などの検討も 必要である。

さらに、近年薬剤師国家試験においては、理論 問題での連問が充実し、基礎領域での知識を基 盤として臨床的課題を解決する能力を測るなど、 問題の質が高くなっている。その一方で、我が国 の薬剤師国家試験においては特異性が著しく低 い問題が含まれているのも事実であり、このこ とが難易度を高めている一因にもなっており、 改善が求められる。また、改訂モデル・コア・カ リキュラムにおいては科目(領域)間のつながり を重視していることを鑑み、今後の薬剤師国家 試験では、患者・生活者の健康増進等への寄与と いう視点で、例えば処方箋から始まり、各分野の 知識を統合して実践する薬物治療を問うような (多くの科目(領域)の連問で構成される)問題 等を導入して、臨床現場で基礎と臨床を結び付 けて課題を解決する能力をはかることが可能な 問題を作成することは、薬剤師の資質向上に繋 がると考えられる。これら課題の解決に向けて は、アメリカ合衆国で使用されている NAPLEX な どが参考になると考えられる。また、その際に も、CBTと薬剤師国家試験を連動させて改革を行 うことが求められる。

4) 外国の薬学部を卒業した者に対する薬剤師 国家試験

外国の薬学部を卒業した者に対して本邦の薬 剤師国家試験の受験資格を付与することについ ては、例えば、スイスなどの薬学修業年限は5年 であり、当該国の国家資格を有する者が日本の 薬剤師国家試験の受験を申請する場合、その申 請資格認定条件が一律修業年限6年間となって いるため、スイスなどでの修了生が受験できな くなっている。グローバル化が進む現状におい ては、受験資格を付与する年限を一律で決める のではなく、国ごとに精査して決める制度が可 能か、その必要性があるかを検討する必要があ る。

E. 結論

薬学共用試験 CBT による基礎分野問題の代用性:

現段階では、CBT の公的化と国家試験の必須問題とをリンクさせる必然性はないと考えられる。

薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎系科 目間の比較・検討:薬学では出題難易度や公平 性が厳密に制御されていることから、改めて IRT を解析する必要は無いと考えられる。

国家試験の出題範囲、合格基準、禁忌肢の変更: 国家試験の出題範囲及び合格基準の現段階での 変更は必要ないと考えられる。一方、禁忌肢につ いては、継続的な議論が必要である。

Student pharmacist:この導入は在学中の参加型 実務実習をさらに充実させ、より高度な知識や 技術を兼ね備えた学生を社会に輩出することに 留まらず、例えば student pharmacist として法 的位置付けが明確になると、地震等による大規 模災害時の避難所での支援、新型コロナウイル ス感染症などのパンデミック時にワクチンの希 釈・分注を担当するなど、社会的貢献も期待され、我が国の医療界にとって必要であると考え られる。一方で、student pharmacist が実施可 能な行為や責任体制などの検討も必要である。

外国の薬学部を卒業した者に対する薬剤師国家

試験: グローバル化が進む現状においては、受験資格を付与する年限を一律で決めるのではなく、国ごとに精査して決める制度が可能か、その必要性があるかをさらに検討する必要がある。

G. 研究発表

- 1. 論文発表なし。
- 2. 学会発表なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得
- なし。
- 2. 実用新案登録
- なし。
- 3. その他

特記すべき事項なし。

厚生労働大臣 殿						令和6年5	月14日
厚生労働大臣 殿							
				機	関名	国立大学法人広島	大学
	所	属研究機	幾関長	職	名	学長	
				氏	夂	越智 光夫	
				17	1 11	医自 九人	
次の職員の(令和) 5年度厚生労働科学研については以下のとおりです。	究費の	調査研究	記におけ	る、	倫理	里審査状況及び利益	相反等の管理
1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レ	ギュラ	トリー!	サイエン	/ス』	女策码	开究事業	
2. 研究課題名 薬剤師国家試験のあり	方に関	する研究	兒	(2	3KC2	016)	
3. 研究者名 (所属部署・職名) 広島	大学大	学院医系	系科学研	F究和	斗・身		
 (氏名・フリガナ) 小澤	星 孝—	-郎 (:	オザワ	コ	ウイ・	チロウ)	
4. 倫理審査の状況		* 117 (, , , ,			, , ,	
1. 圖在蛋白、小伙伙	35 V/ J4	- 0 士年		左記	己で該	当がある場合のみ記入	. (%1)
	有	の有無 無	審査済	み	看	季査した機関	未審査 (※
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針 (※3)		Ø					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針		Ø					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)		Ø					
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守す ックし一部若しくは全部の審査が完了していない場						査が済んでいる場合は、「	審査済み」にチェ
その他(特記事項)	合は、「木	で一番金」に	アエツク?	100	۷,		
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研 象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する 5. 厚生労働分野の研究活動における不正	場合は、	当該項目に	記入する	こと。		t伝子解析研究に関する倫	理指針」、「人を対
研究倫理教育の受講状況		受講 ☑	未受	講[
6. 利益相反の管理							
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の	策定	有 ☑	無 □(無	の場合	合はそ	の理由:	
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無		有☑	無 □(無	の場合	合は委	託先機関:	
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 有 ☑ 無 □(無の場合はその理由:							
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	ŧ	有 🗆	無 🗹 (本	すの場	合はそ	その内容:	
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成・	すること。	,					

厚生労働行政推進調査議場費補助金 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 分担研究報告書

薬剤師国家試験のあり方に関する研究

研究分担者 三田智文(東京大学・教授) 高橋秀依(東京理科大学・教授)

研究要旨

薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎系科目間の比較・検討及び国家試験の出題範囲 及び合格基準の変更による影響についての調査・検討を行い、研究結果及び結論に記載す る成果を得た。

A. 研究目的

「薬学教育モデル・コア・コアカリキュラム(令和4年度改訂版)」や「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針(平成28年2月)」を踏まえ、社会及び医療現場において活躍する薬剤師像を明確にし、その資質を確認するための薬剤師国家試験について、解析、課題の整理・検討等を行い、薬剤師国家試験と薬学共用試験CBT のあり方に関する見直し方針の基礎資料を作成する。

B. 研究方法

薬学共用試験と薬剤師国家試験等の比較・分析を行い、薬学共用試験CBTによる国家試験基礎分野問題の代用可能性、合格基準の変更による影響、改訂モデル・コア・カリキュラム等を踏まえた国家試験出題基準の見直しなどについての提言を作成する。

(倫理面への配慮) 該当なし。

C. 研究結果

1) 薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の 基礎系科目間の比較・検討、薬学共用 試験 CBT による基礎分野問題の代用性 についての検討

薬学共用試験CBTによる基礎分野問題の代用性:現行の薬学共用試験CBT(以下、CBT)は、モデル・コア・カリキュラムのSBOを跨いだ複合的な出題はしないとの前提で作問されているため、モデル・コア・カリキュラムのSBO1つに対し受験生個々人に出題される問は1つとなっている。一方、国家試験は、「知識を統合する」という観点から、必須問題も含めて、SBOを複合的

に作問されており、近年問題の質も向上している。これらの観点から、国家試験で複合的に出題され、知識を統合する力を評価できるようになっているものを、CBTで代用することで、1問の内容はSB01つのみで統合力を問うことができない出題となり、逆に質が低下する可能性がある。また、薬学では、臨床領域に留まらず、基礎領域においても臨床実習を経て、CBTから国家試験までに学力が伸びる学生が多数いるという現状があり、国家試験の必須問題をCBTで代用させた場合、臨床実習などを経て培われた能力を測れなくなる恐れがある。

薬学共用試験CBTと薬剤師国家試験の基礎 系科目間の比較・検討:薬学共用試験CBT では、実施当初より全国の大学で統一した 基準点(60%)を設けて実施している。さ らに、CBTでは問題セット間での難易度の 均一性も担保されている。また、年度間で の難易度の均一化も保たれている。

2) 国家試験の出題範囲及び合格基準の変 更による影響の第一次案作成

国家試験の出題範囲:「薬学教育モデル・コア・コアカリキュラム」の令和4年度改訂における大きな変更点は、「プロセス基盤型教育」から「アウト・カム基盤型教育」へのパラダイムシフトであり、学生の学び方に変化はあるが、学生が学ぶ内容には大きな変更がないことから、令和4年度の改訂に伴い、国家試験の出題範囲を大きく変更する必要はないと考えられる。

合格基準の変更:薬剤師国家試験の合格基準については、従来は絶対基準で判定されていたが、第101回以降は相対基準へと変更となった。変更前後の合格率を比較して

も大きな隔たりはなかったことから、現行 方式で問題ないと考えられる。

禁忌肢:薬剤師国家試験における禁忌肢は、 平成30(2018)年の第104回薬剤師国家 試験より導入されて約6年が経過し、薬剤 師として不適格な者を判別するという当 初の目的が達成されるものとなっている か等、様々な観点からの議論が必要である。

E. 結論

薬学共用試験 CBT による基礎分野問題の代

用性:現段階では、CBT の公的化と国家試験の必須問題とをリンクさせる必然性はないと考えられる。

薬学共用試験 CBT と薬剤師国家試験の基礎系科目間の比較・検討:薬学では出題難易度や公平性が厳密に制御されていることから、改めて IRT を解析する必要は無いと考えられる。

国家試験の出題範囲、合格基準、禁忌肢の変更:国家試験の出題範囲及び合格基準の現段階での変更は必要ないと考えられる。 一方、禁忌肢については、継続的な議論が必要である。

Student pharmacist:この導入は在学中の参加型実務実習をさらに充実させ、より高度な知識や技術を兼ね備えた学生を社会に輩出することに留まらず、例えばstudent pharmacistとして法的位置付けが明確になると、地震等による大規模災害時の避難所での支援、新型コロナウイルス感染症などのパンデミック時にワクチンの希釈・分注を担当するなど、社会的貢献も期待され、我が国の医療界にとって必要であると考えられる。一方で、student pharmacist が実施可能な行為や責任体制などの検討も必要である。

G. 研究発表

1. 論文発表 なし。 2. 学会発表 なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得
 - なし。
- 2. 実用新案登録

なし。

3. その他

特記すべき事項なし。

厚生労働大臣 殿					令和6年5	月14日
			杉	幾関名	3 東京大学	
	所属	研究榜	幾関長	战 名	大学院薬学系研究	科長
			B	· 名	浦野 泰照	
次の職員の(令和) 5年度厚生労働科学研 については以下のとおりです。 1. 研究事業名 <u>医薬品・医療機器等</u> レ				5 、倫	理審査状況及び利益	相反等の管理
2. 研究課題名 薬剤師国家試験のあり	方に関す	る研究	t (23K	C2016)	
	大学大学			斗 • 紫		
(氏名・フリガナ) 三田						
·	1 有人	<u> </u>	<u>/ [۲۰۵</u>	/ \)		
4. 倫理審査の状況	I		±	: 卸で	該当がある場合のみ記入	(*1)
	該当性の	有無 無			審査した機関	未審査 (※
	13	,,,,	ш 22.01 /		H 12 0 10 1/4 1/4	2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針(※3)						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		N				
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針		Ø				
その他、該当する倫理指針があれば記入するこ]				
と (指針の名称:)						
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合の他(特記事項)						審査済み」にチェ
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する 5. 厚生労働分野の研究活動における不正	場合は、当該	核項目に	記入するこ		遺伝子解析研究に関する倫	理指針」、「人を対
研究倫理教育の受講状況	受	講 🗷	未受講			
6. 利益相反の管理						
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の	第定 有		無 □(無の:			
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	Z	無 □(無の	場合は	委託先機関:	
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有		無 □(無の:	場合は	 その理由:	
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	:	無 ☑ (有の	場合に	 よその内容:	
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。	1					

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿				2024年	5月	13日		
		機	関名	東京理科大学	É			
所属研究機関長 職 名 理事長								
		氏	名	浜本 隆之				
次の職員の(令和) 5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理 については以下のとおりです。 1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業								
2. 研究課題名 薬剤師国家試験のあり	_			(016)				
3. 研究者名 (所属部署・職名) 東京			<u> 201102</u>	,010)				
(氏名・フリガナ) 高橋			:=1					
	一 汚仏(グル)	<u> </u>	<u>a)</u>					
4. 倫理審査の状況 左記で該当がある場合のみ記入 (※1)								
	該当性の有無 有 無	審査済み		季査した機関		未審査 (※		
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する □ ☑ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						_		
遺伝子治療等臨床研究に関する指針								
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針								
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)								
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)								
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について								
研究倫理教育の受講状況	受講 ☑	未受講						
6. 利益相反の管理								
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 ☑ 無 □(無の場合はその理由:								
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 ☑ 無 □(無の場合は委託先機関: 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 有 ☑ 無 □(無の場合はその理由:								
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成っ								

研究成果の刊行に関する一覧表

なし。

(留意事項)

該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣	殿						令和6年5	5月14日
					機関	関名	国立大学法人広島	計大学
		所	属研究標	機関長	職	名	学長	
		,,,			氏	名	越智 光夫	
については以下の	5年度厚生労働科学研究 とおりです。 医薬品・医療機器等レ		,, . —		ける、	倫理	里審査状況及び利益	 在相反等の管理
2. 研究課題名	薬剤師国家試験のあり				,	3KC2		
			· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				,	
7								
	(<u>氏名・フリガナ) 小澤</u>	- 4	·)(A ⁻	オザワ	<u> </u>	<u>/1 </u>	テロソ)	
4. 倫理審査の状	况				+==	コープラナ	当がある場合のみ記力	(\\\1)
		該当性 有	の有無 無	審査済	-		ヨかめる場合のみ配り 野査した機関	未審査 (※
人を対象とする生命 倫理指針 (※3)	科学・医学系研究に関する		Ø					
遺伝子治療等臨床研	F究に関する指針		Ø					
厚生労働省の所管す 験等の実施に関する	る実施機関における動物実 基本指針		abla					
	理指針があれば記入するこ		Ø					
	該研究を実施するに当たり遵守す は全部の審査が完了していない場合)						査が済んでいる場合は、 「	「審査済み」にチェ
(※3) 廃止前の「疫学科 象とする医学系研究	、その理由を記載すること。 研究に関する倫理指針」、「臨床研 記に関する倫理指針」に準拠するも の研究活動における不正名	場合は、	当該項目に	記入する	こと。		伝子解析研究に関する倫	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
研究倫理教育の受講	状況	·	受講 ☑	未受	講□			
6. 利益相反の管			有☑					
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定				無 □(無	の場合	合はそ	の理由:	
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無				無 □(無	の場合	合は委	託先機関:	
当研究に係るCOI	についての報告・審査の有無		有☑	無 □(無	の場合	合はそ	の理由:	
当研究に係るCOI	についての指導・管理の有無		有 🏻	無夕(有の場	合はる	その内容:	

(留意事項)

・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿				令和6年5	月14日
		機	関名	東京大学	
	所属研究机	幾関長 職	名	大学院薬学系研究	科長
		氏	名	浦野 泰照	
次の職員の(令和) 5年度厚生労働科学研 については以下のとおりです。 1.研究事業名 <u>医薬品・医療機器等レ</u>					相反等の管理
2. 研究課題名 薬剤師国家試験のあり	方に関する研究	宪 (23KC2	016)	
	大学大学院薬学	-		,	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				L 4X 1X	
(氏名・フリガナ) 三田	l 智 <u>又</u> (サン	<u>ダートセン</u>	(\)		
4. 倫理審査の状況		1	I		
	該当性の有無			当がある場合のみ記入	(※1) 未審査 (※
	有 無	審査済み	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	手査した機関	2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針 (※3)					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)					
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合その他(特記事項)				至が済んでいる場合は、「約	審査済み」にチェ
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する 5. 厚生労働分野の研究活動における不正	場合は、当該項目に	こ記入すること		伝子解析研究に関する倫	理指針」、「人を対
研究倫理教育の受講状況	受講 ☑	未受講			
6. 利益相反の管理	T				
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の	策定 有 ☑	無 □(無の場	合はそ	の理由:	
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有☑	無 □(無の場	場合は委	託先機関:	
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有☑	無 □(無の場	合はそ	の理由:	
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有□	無 🛭 (有の:	場合はる	- の内容 :	

厚生労働大臣 殿					2024年	5月	13日		
			機	関名	東京理科大学	叁			
所属研究機関長 職 名 理事長									
氏 名 <u>浜本 隆之</u>									
次の職員の(令和) 5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理 については以下のとおりです。									
1. 研究事業名 <u>医薬品・医療機器等</u> レ	ギュラトリ	ーサィ	イエンス	政策	研究事業				
2. 研究課題名 薬剤師国家試験のあり	_				2016)				
3. 研究者名 (所属部署・職名) 東京			,		,				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	素 秀依(タ			==1					
	1 7512 (2	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					
4. 倫理審査の状況	3+V() ()	· ferr	左	記で該	当がある場合の	み記入	(*1)		
	該当性の有 有 無		<u></u> で で で で で で で で で で で で で で り で り で り		<u> </u>	, HC) (未審査 (※		
							2)		
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針 (※3)									
遺伝子治療等臨床研究に関する指針									
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針									
その他、該当する倫理指針があれば記入するこ									
と (指針の名称:)									
(※1)当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守す					査が済んでいる場合	合は、「審	▲ 「査済み」にチェ		
ックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合 その他 (特記事項)	台は、「木番鱼」	」にナェ	ニックする	<i>ڪ</i> ڪ .					
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。									
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研					【 伝子解析研究に関	する倫理	悝指針」、「人を対		
象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について									
研究倫理教育の受講状況	200 - 1200 -								
6. 利益相反の管理									
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 ☑ 無 □(無の場合はその理由: 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 ☑ 無 □(無の場合は委託先機関:									
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無			□ (無の場	ж <u>п</u>	. 40,00,404				
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無									
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。	13.75.16.16.16.16.16.16.16.16.16.16.16.16.16.								
・分担研究者の所属する機関の長も作成	すること。								